

宮城県特別支援教育研究会 肢体不自由病弱虚弱教育専門部規程

<名称・目的・事業>

第1条 本会は宮城県特別支援教育研究会の組織に属して、宮城県特別支援教育研究会肢体不自由病弱虚弱教育専門部と称して、事務局を部長の所属する学校に置く。

第2条 本会は、肢体不自由病弱虚弱者に対する教育の研究と福祉の向上に努め、併せて学校・会員相互の連絡提携を図り、本県特別支援教育の振興に資する。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究会及び研修会の開催
- 2 調査研究の実施及び情報の交換
- 3 宮城県特別支援教育研究会への参加
- 4 学校・会員相互の連絡提携
- 5 その他

<組 織>

第4条 本会は次の学校・分校・学級に勤務する教職員をもって組織する。

- 特別支援学校（肢体不自由者，病弱者）
- 特別支援学級（肢体不自由者，病弱・身体虚弱者）

<役 員>

第5条 本会には、次の役員を置く。

部 長（1名）	副部長（若干名）	事務局長（1名）
幹 事	監 事（2名）	顧 問（若干名）

※ただし、幹事は、各支援学校から若干名、各地区ブロックから、1名以上を選出する。

第6条 部長、副部長並びに監事は総会において選出し、幹事は部長が委嘱する。顧問は総会において推戴する。

第7条 役員任期は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

<会 議>

第8条 会議は、総会及び役員会とし、部長がこれを招集する。

- 1 総会は、会員をもって構成し、毎年1回以上開催する。総会は次の事項を決定する。
 - (1) 規定の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業及び予算決算に関すること
 - (3) 役員を選出に関すること
 - (4) その他、この会の運営に関する重要なこと
- 2 役員会は部長、副部長及び幹事をもって構成し、次の会務について審議執行する。
 - (1) 本会の運営と事業の調整
 - (2) 総会議案の作成
 - (3) 総会の委任事項の執行
 - (4) 予算の補正
 - (5) その他の必要な事項
- 3 監事は本会の会計を監査する。
- 4 役員会の議長は、その都度選出する。

<会 計>

第9条 本会の経費は会費、及びその他の収入をもって充てる。

第10条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<付 則>

- 1 本規程は昭和50年7月5日より施行する。
- 2 昭和56年 6月 2日一部改正
- 3 平成11年 6月17日一部改正
- 4 平成13年 5月31日一部改正
- 5 平成16年 6月 4日一部改正
- 6 平成19年 6月 8日一部改正
- 7 平成24年 7月 3日一部改正
- 8 令和 元年 6月21日一部改正